

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和4年12月9・12日

(開会宣言 午前9:56)

委員長

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので始めさせていただきます。

ただいまより、産業厚生常任委員会を開会いたします。

まず最初に、私、御挨拶させていただきたいと思います。

(挨拶)

町長御挨拶をお願いします。

町長

(挨拶)

委員長

ありがとうございました。

本日は委員全員が出席されております。また、議長にも御同席をいただいておりますし、説明のため町長、副町長、総務課長、土木建築課長及びにぎわい拠点整備室長の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る11月30日に、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第90号及び議案第91号の2議案で、議案の説明については、11月30日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明を省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案において、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

条例要綱2ページになるんですけど、PFIの性質上、選定された事業者がもう工事も進めてるわけですし、管理運営も10年にわたってやっていくっていう、予算とかもありますので、実質上選定された事業者が指定管理者になるのかなっていうふう感じてはお

ったんですけども、実際に条例として現行の公募による選定方法によらなくて、指定管理者の候補者として、その選定事業者を選定することができる規定を今頃になって追加するというのは、時期的に遅過ぎるんじゃないかなと思うんですけども、何でこんなふうに遅れたんですか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

おはようございます。私のほうから御答弁させていただきます。

今、議員おっしゃられたとおり、この今回の条例の改正につきましては、P F I 事業者の特例ということで追加をお願いさせて、改正のほうをお願いさせていただくものでございます。

御指摘のとおり、今頃というような御意見もおありかとは思いますが、タイミング的にはこのタイミングでさせていただくことで、御理解をいただきたいなというふうに思っておるところでございます。タイミング的には決して間違ったタイミングではないとは思いますが、そのような御指摘あるっていうのも受け止めさせていただきたいというふうに思います。

委員 長

河本委員。

河本委員

私、P F I の事業そのものにちょっと疑問があって、そもそも反対なんですけども、結局のところ指定管理者を選ぶっていう方法も、これまで公募によって競争だったわけなんですけども、この規定を追加することによって、もうその公募をする、競争がなくなるって考えてよろしいんですよね。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

今回の改正によりまして、あくまでP F I 事業によります選定された指定管理候補者を選定の特例というような考え方を持っておりますので、その法律にのっとった事業者選定というような考え方でございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

ということは、やはりP F I に基づいて事業を行った場合には、指定管理者も公募によらずに、そのままもう選定事業者を指定管理者として選定するっていうことですよ。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

あくまでこのP F I 法にのっとった事業認定を受けた業者につき

ましては、指定管理候補者としてさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

他にございませんか。

高橋委員。

高橋委員

P F I でやりますよってというふうに決めたときには、建設とあとの運営管理についても、特別目的の S P C の、ここでいう業者ですね。でやるというふうに私は理解してたんですが、それをこの文面、条例で表してるんだろうなと思うんですけども、この条例の第 4 条ですよ。4 条のところに指定管理者の候補者に選定することができるという文面になってますけども、これは P F I の事業者以外の方から、その指定管理を受けたいというようなことについては、シャットアウトというんか、そういう道はないというふうに、これ理解できるんですか、その文面で。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

指定管理者は、あくまで議会の承認を得て指定管理者に選定をされるわけでございますので、今回のこの条例では、あくまで候補者として公募によらない候補者という立場で選定をすることができるということでありまして、その候補者をまた条例に伴います指定管理者のまた議決をいただく。そのようなことになろうかというふうに思います。

委員長

高橋委員。

高橋委員

だから、この条例で公募をしないと、第 2 条のところは、これは書面を添えて町長の指定する日までに申しなさいということなので、公募をするしないは第 2 条は触れてないんだけど、もし仮に P F I の事業者以外の方が指定管理に、管理運営やりたいというような方がいたときには、それは駄目ですよということは、明確にはこの条例には書かれていないような気がするんだけど、それはこれでいいんですかねという、私の疑問なんです。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

もう P F I 事業で選ばれた事業者というのは、もう運営管理まで、もう議会で御承認をいただいておりますので、その事業によりまして指定管理者を選定する場合は公募はいたしませんというような考え方だというふうに解釈しております。

委員長
高橋委員

高橋委員。

私も理解は同じなんです。だから、それをもうちょっと分かりやすく表現したほうが、条例の中で、いいんじゃないかなと思って言ってるんだけど。だから、第4条のところは第2条の規定にかかわらず候補者に選定することができるって、ここだけ読んでると、それと第2条も振り返って見てみると、PFI事業者以外の方もおってもいいんじゃないかなというようにとりかねない。もうPFIの事業者しか候補者にはなり得ませんよということが、はっきりこの条例ではしていないんじゃないかという気がして、そういうふうに決まっていますからって、決まってるんだったら条例に書いとくべきなんですよ。

PFIで事業者決めたんなら管理運営もやるんだと。だから、PFIの事業者が指定管理者の候補なんだっていうことが、そのまますぐ分かるような文面になってますか。どこで分かりますか、これ。

委員長
総務課長

総務課長。

私のほうからちょっと回答させていただきます。第4条でございますけれども、第4条の中に、ページでいきますと4ページ御覧ください。後のほうなんです、前2条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者に選定することができるということで、前2条といたしますのが、ここで言いますと2条、3条を指しています。基本的には公募が基本なんですけども、そういった規定にかかわらずということで、ここで公募せずに候補者を選定できるという解釈でよろしいかと思えます。

委員長
高橋委員

高橋委員。

第1条のところは出されてないから、私その前は分からないんだけど、2条、3条のところには公募っていうことには全然触れていないですよ。指定管理者の指定を受けたい人は、申請書で申請すると。その申請があったら、町長はこうせえと、こういうふうに書いてるのが2条、3条でしょ。公募するかしないかということについては明確には触れてないですよ、2条、3条は。

今言ってる決めたいのは、公募しないんだとPFIの場合は。PFIの事業者を候補者として選ぶんやと、ことができるんやと、ほかの人は公募はしませんということは、これ明確になってないんじゃないですか、この条例。

その書き方についての私の意見なんですけど。

委員 長

総務課長。

総務課長

根拠となります、地方自治法がございますので、調べさせていただきますでしょうか。お時間いただけますでしょうか。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

そこまでさかのぼらないと分からないような条例っていうのは、なかなか我々の理解もできないし、住民の理解もできないし、こういうことを運営していく場合の当事者は分かるかもしれんけれども、後で後継としてそういう立場になった人には伝わっていかないのでは、なるべくクリアにした方がいいと思います。私の意見です。

委員 長

河本委員。

河本委員

これって、その現行の公募による選定方法っていうのを全く排除してるわけじゃないと思うんですよ。指定管理者の候補者として選定することができる規定を追加しとるわけですから、これ多分手続を経て、行政のほうも公募にしたいっていう意思があれば、公募も別にできるよ。だから、2つの選択肢は一応残した上で、実質上、高橋議員言われるように、選定事業者が指定管理者になっていく流れなんだけど、どうしてもやりたい、指定管理者に名乗りを上げたいっていう人が、ちゃんと正式な手続とって、それを行政が公募による方法にしようとした場合はできる余地を残している多分条文になってるんじゃないかなって、僕はちょっと思ってるんですけどね。そういったところを行政として回答していただければと思いますけど。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

私もそういうほうがいいな。それならそれで明確に書いたほうがいいなというふうに思ったけども、先ほど土木建築課長は、最初から決まっとんやと、でも指定はできないから候補者という表現にしてあるっていう話やから、やっぱりそういう意図なんだなと、それで条例作ったんやなど。

委員 長

総務課長。

総務課長

失礼しました。この条例でそういった手続を定めなさい、定めなければいけないというのは、地方自治法で決まっておりますし、それに基づいての手続を美浜町の公の施設のこうした条例に規定し

てございます。また、この条例を運用するため規則というのがございまして、規則の中で町は公の施設の管理について、指定管理者を指定し管理を行わせようとするときはということで、そうしたときに、公告しなければならないということで、ここで公募しなければならないという規定がございまして、それに基づいて、今まで公募させていただいたということでございます。ちょっと回答が遅くなって申し訳ございません。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

結論は、公募はしないから、P F I 事業者以外は指定管理者の候補者にはなることはないんやということ暗に言ってるということですか、それは。もし出てきてもいいんですか。P F I 事業者以外の指定管理者の候補者が出てきてもいいというふうに、私はP F I のS P C 以外でもいいんかいと思って、ここにメモしてるんですよ。そこを明確にしてくださいよ。明確にするような条例にしたほうがいいですよ。

委員 長

総務課長。

総務課長

公募につきましては、先ほど今申し上げました規則のほうで、指定管理者は指定管理を行わせようとするときは公募しなさいよという規定がございまして、今回P F I については、もうそういったS P C ということによって決まっておりますので、公募せずにこういった特例を設けさせていただいて、指定した候補者として選定させていただくというものでございます。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

だから、そういう専門的な総務課長じゃないと分からんような条例だと意味がないって決めた意味が。分かりやすいようにすべきなんです。そうしないと、なかなかガバナンスは守られていけない。ああいうふうにも、こういうふうにも理解できるよでは、いろんなとこひもといてかないと分からんと。そうかなというぐらいなことの条例だと、実際現場は動かないですよ。そこをもうちょっと分かりやすくしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますけど、要望です。これ直してくれんかったら、手挙げませんというつもりはないけども。

委員 長

河本委員。

河本委員 先ほど私申し上げました現行の公募によるやり方も余地が残っているんじゃないかっていうのは、先ほどの答弁聞いたら、P F I 事業の場合はもう余地がないというふうに受け止めたんですけど、多分僕は今の答弁からそういうふうに受け止めました。

委員長 ほかにございませんか。

議長。

議長 意見出させてもらうの申し訳ないんですけど、今お二人おっしゃったように、P F I のときには要するに候補云々は別としてでも、指定管理者は決定してるんですよっていうことを分かるような文にしたほうがいいんじゃないかっていうのが高橋議員の言うことだと思っんですよ。僕もそのほうが、今、河本君言うように、わしやりたいんやっていう人は駄目ですよっていうことを分かるように表記したほうがいいんじゃないかっていうようなこと。これに支障があるんだったら、またこれは分からんですけど。ごめんなさい。

委員長 にぎわい拠点整備室長。

にぎわい拠点整備室長 すみません。こちらのほうにつきましては、第2条、第3条の、第2条の申請ですね。第3条の指定の場合、指定の場合については、施設指定管理者選定協議会の意見を聞いて候補者とするという形になっておりますが、その第2条、第3条に関するものは地方自治法に基づく手続を定めたものでございます。

P F I 法については、またP F I 法にて事業者の募集は公募で行います。また、その事業者、S P Cを選定するに当たっては、別途委員会を設けて、設計・建設・維持管理等について問題ないかを審査を別で行います。そのため、この第2条、第3条につきましては、別途P F I 法に基づいた手続を進めた上で、最終的にのおの法律が違っんですけども、指定管理者とする場合はその手続に関する条例に明記がないと、指定管理候補者とする事ができないことから、今回第4条にP F I 法に基づく手続を行って事業者、選定事業者ですね、S P Cに指定管理候補者を必要とする場合は、この地方自治法による第2条、第3条の手続を要しないということが出来るという規定という形で挙げさせていただいております。

委員長 河本委員。

河本委員 何かね、行政のほうがもう今やってる選定事業者を指定管理者に

するっていう思いが強過ぎて、何か条文のほんとに現行の公募による方法も可能なのか、それとももうPFIの場合はその指定管理者の指定が選定事業者に限定されるのかっていうところが、非常に不明確で分かりにくいんですよ。

選定事業者を選定する方法は、もう議会としても認めて、その話も聞いてて、選定事業者も決まってるわけですから、そういう話はいいんですよ。指定管理者の問題、どうなるかっていうところなんですよ。ここを明確にしてほしいんです。

委員長

にぎわい拠点整備室長。

にぎわい拠点整備室長

今回の場合、第4条で特例の項目を設けてございますが、PFI法に基づく特定事業者、SPC以外に指定管理者をしていただく場合につきましては、本条例の第2条、第3条に基づいて申請をしていただいて、する場合は町のほうで公募をしまして、第2条の申請いただいて、第3条で審議会の意見を聞いて、指定管理候補者とするという手続になってまいります。

委員長

河本委員。

河本委員

そしたら、答弁もう全然違ってて、現行による公募の方法も可能性としては残っとなるということやん。そういうことでしょ。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

今回のPFI法に則ります、指定管理者の選定につきましては、あくまでも議会のご決議をいただいておりますので運営の方まで含めまして、SPCの事業者の方に指定管理をお願いするものでございます。その際には、公募の方は予定しておりません。あくまで、SPCの方にさせていただく、候補者としていただきたいというふうに考えております。

委員長

河本委員。

河本委員

じゃ、その今やってる事業については、行政の思いは分かるけど、この条文については可能性はあるの、ないの。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

条文につきましては、あくまで第4条は指定管理者の候補者に選定をするということでございます。最終的には、指定管理者のまた同意をいただく議案等の提出がございまして、あくまで指定管理者はそのときの上程させていただいた議案に基づきまして決めてい

ただくということになりますので、あくまでこれは候補者は、あくまでSPCであるというところを明記させていただいたものでございます。

委員長
高橋委員

高橋委員。

これ明記されてないから言うてるんですよ。4条もう一回見てください。町長はPFIによって造った施設の管理を第5条に規定する選定業者に行わせようとするときは、第2条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者に選定することができるってことやから、複数あっちゃ困るっていうことを何にも書いてないんですよ。指定管理者の候補者、だから、ほかの人はもうほかの指定管理者候補はないんやということとは分らんので、これ分かるように条文直したほうがいいんじゃないですか、ちょっと。

今までのいきさつから業者は決まってる。これはもう理解してますよ。理解してるけど、この条例としては分かりにく過ぎるんじゃないかということ言ってる。特例ここに一個掲げたらできるわなと、いろいろ調べて、いろいろややこしいところを見ていけば、いろんな法律の関係。でも、これ見ただけでは、複数の指定管理者が出てきてもおかしくないなと、いいんやろうかなって言って、私これ読んだときにメモ書きしてるんで、今質問しとるんですけどね。

委員長
議 長

議長。

読んで字のごとしじゃないですけど、PFIの事業に関しては、指定管理者は同一であるみたいなこと、はっきりしたようなことが書いてあれば、すごく限定されるんであろうけど、そういうこと書いてないと、公募ができると書いてありながらしませんっていうのは何でっていうふうな結論も出てくるさかい、そんなんはもう今回の場合じゃなくて、PFIのあるやつにしては、結局指定管理者はそのまま行くんですよというようなこと、内容が分かればいいんじゃないかっていうふうなことなんだけど、それはできないということなのかな。

委員長
副町長

副町長。

いろいろ我々で今ちょっと調べてるところもございまして、ちょっとこの件は少ししっかりとまとめて、今説明させていただきたいと思っておりますので、誠に申し訳がございませんけれど、休憩を少し

とっていただくことできませんでしょうか。

委員 長

暫時休憩いたします。

(休憩宣言 午前10:30)

(再開宣言 午前11:00)

委員 長

休憩前に引き続き、協議を再開いたします。

総務課長。

総務課長

すみません。先ほどの質問に対しまして、ちょっと回答させていただきます。

基本指定管理者につきましては、これまで公募というような形でさせていただいておりました。今回のPFIにつきましては、SPCのほうで、そういった設計から建設、運営までということで、業者はもうこれも公募をさせていただいておるわけなんですけど、そういった業者につきましては、その公募をせずに、この条例の改正を基に、指定管理者としてさせていただきたいということになるんですけど、その文言のすることができるという規定でございます。

指定管理者の候補者に選定することができるという言い方につきましては、普通ですと、SPCの業者にさせるのであれば指定管理者の候補者に選定するものとするとか、そういう限定はすれば一番分かりやすいのかなと思うんですけども、することができるという言い方は、する場合もあればしない場合もあるということに解釈をされるのかなと思うのですが、そのすることができるという規定をさせていただきましたのは、例えばそういった予定でSPCで運営管理までということで進めておりましたが、何らかの事情で指定をSPCが辞退をされるとか、例えば、今回9年間道の駅の指定管理をさせていただきます。その後、9年間の運営状況を見て、やっぱり心配だなという場合も出てくるかもしれません。そういった場合に、9年後に果たして、このするものとするとして、その更新の後も今のSPCの方にさせなならんという規定になりますので、そういったこと、不測の事態を考慮しまして、することができるという言い回しをさせていただいてます。

また、ほかの自治体のこういったSPCで整備された公の施設でございますけども、ほかの条例も見ますと、そういった選定することができるというような形で規定をさせていただいております。今、

ちょっと法制執務の担当も一応確認をしましたが、そういうことでっていうことで、限定せずに選択できるような書き振りで規定をさせていただいたということでございます。

委員長 質疑ございませんか。

高橋委員。

高橋委員 その見解は分かりました。その場合にはどうする。その場合というのは、予定どおりそのPFIの事業者が指定管理者をやれないときにはどうするかというようなことについては、まだ規定はしてないと、こういうことですね。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 そのような不測の事態に陥った場合は、それこそまた公募をかけてということになるかというふうには考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようでしたら、これで議案第90号についての質疑を終わります。

次に、議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

崎元委員。

崎元委員 4ページの使用料の2,000円なんですけど、これPFIと協議して決めたんですか。最高2,000円やね。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 使用料につきましては、役場でもう規定をされております総合運動公園、またレイクセンター等の貸出し形態に準じまして、屋内の子育て交流施設につきましては1時間当たり、あと屋内外の貸出し施設につきましては、1平米1日当たりという考え方で、今回設定をさせていただいております。

また、料金につきましては、同様の貸出しの考え方、形態で運用されております県内他の道の駅の料金状況等も参考にさせていただき、またSPCと今後料金の話もせなあかんですけど、SPCとの協議もさせていただき、その上この金額で設定をさせていただいております。

委員 長 崎元委員。

崎元委員 何か高い、美浜町のと比べると高いように思うんやけど、こんなもんけ。一緒ぐらいなんですか。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 崎元議員もおっしゃってましたけど、今後またSPCのほうで最終的な金額につきましては、町のほうにまた相談をしてくるころではございますが、県内他の道の駅の料金、先ほども申し上げましたが、その辺をちょっと調査いたしましたところ、大体2,000円から3,000円というような料金設定をされているところが見られましたので、当町はその中でも一番下のほうの金額で設定をさせていただいたところでございます。

委員 長 崎元委員。

崎元委員 まだSPCとは協議しとらんのやね。今の答弁やと。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 SPCのほうとは、料金等の条件につきましては話をさせていただきました。

委員 長 ほかにございますか。

河本委員 河本委員。

河本委員 同じところで、子育て交流施設の1時間2,000円、使用料2,000円というのは、ちょっと高いんじゃないかなというふうに思っているんですけど、上限2,000円ということで、ほかの条例とかと一緒にすけども、上限と言いながら、大体その上限の設定っていうのをこれまでもなされてきたんで、この子育て交流施設で1時間2,000円とするということは、子どもを預けるのも可能っていうふうに考えてよろしいんでしょうか。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 こちらは子育て交流施設、子どもを預かる場所以外のスペースのことではございますが、こちらを占有、要はある程度の時間を占有して使いたい。1申請当たりこの金額というような設定になっておりますので、ひょっとすると子ども会や何やらで何十人とか来ても1申請当たりというような考え方になります。

委員 長 ほかにございませんか。

高橋委員。

高橋委員

第1条のところなんですけども、ここ道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信、町民と来訪者の交流を促進すると、地域特産品を販売すると、地域産業の振興を図るため。こういうことが設置の目的というように書かれてるわけなんですけど、今までずっと議論をしてきた中には、例えば要求水準書なんかを見ると、基本理念で人々が集い、育み、美し美浜を体感できるにぎわいの交流拠点とするとありますけども、コンセプトにはいろいろ集う・育む・守る・絆ぐ・磨く云々書いてあるんですけど、この第1条の表現は通常のどこにでもある道の駅の表現をそのまま持ってきて第1条にしてると。

この条例を決める意味、条例の位置付けっていうのは、よく私は理解してないかもしれないんですけども、ここでやっぱり、このはまびよりを造る理念なり目的はこうだったんだと、後から誰が見てもこういう形のものを造っていくんだ、造るんだと、造ったんだということがもう少し明確になってるほうがいいというふうに思うんですが、この表現はどこの道の駅、そういうふうな熱いものが全然感じられないんですけども、それどう考えておられますか。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

今、高橋委員のほうから御質問いただきましたが、この条文でございしますが、これにつきましては、これまでから町が御説明をさせていただいてきた内容を網羅したコンパクトに集約したような形で私は表現をしておるのではないかなというふうに考えております。

まさに良好な休憩の場は、当然道の駅なので当然でございしますが、情報の発信や、あと交流の促進、地域特産物の販売、地場産業の振興というのは、これまでから道の駅のコンセプトとして御説明をさせてきていただいたところかなというふうに思っております。

委員長

高橋委員。

高橋委員

まあ、今から変えるの大変ですから。私が文書化っていいですか、前から言ってる話なんですけど、文書化の基本的には、この条例を読み込んでいったら、この道の駅についてのいろんな情報が得られるというものであってほしいなと思ってるわけです。それが間違いかどうか知りませんよ。それが一番トップ、一番上位に位置する文書だろうなと。

それにもかかわらず、これを読み込んでいっても書いてあるのは料金がいくらってというのがメインであって、例えばこの要求水準書に決まってるんだとか、運営管理については事業者とのこういう契約書を見なさいだとか、そういうふうな下位の文書、関連する文書がこの中に紹介されてて、書かれていなければ、これを読んでも何にも分らないのですよね、知れない人は、当事者以外は。僕らは分かりますよ。ほかのことはここで決まってるっていうのが、頭の中でぼやってあるから、これ見たら道の駅で料金がどのくらい要るかみたいな話になるんだけれども、道の駅っていうのがどういうふうなスタイルで造られて、どういう理念で、どういう思いで、どういう契約で、事業者は何をやってっていうようなことが、本来はここには全部書き込めなくても、関連する文書は紹介されてる。そこを見に行ける。そういう手引書の部分があっていいはずなんだけど、それについてはどう思われますか。

委員長
土木建築課長

土木建築課長。

こちらは道の駅の、あくまで法律上の設置及び管理に関する条例ということで、その主な役割についてのみ記載をさせていただいておるところかなというふうには考えております。

今後、その道の駅自体の様々なコンセプト等につきましては、また運営仕様書、あとは運営業務計画書等がまたこれからSPCからも出てくるわけですが、その辺をまたちょっと入れ込んだような、読み込んだような形の情報発信等は、また別途、これとは別途する必要があるのかなというふうには考えております。

委員長
高橋委員

高橋委員。

それほんとに別途でいいんですかね。住民あるいは我々もそうだけれども、道の駅ということについて、どういうふうに運営するのかなということ考えた場合には、やっぱりこの一番トップにある上位文書から下位の文書がずっと分かって、そこを見るんやなど。これからいろんなもの取り決めるっていうんだけど、その取り決め書を見てくださいということがどこかで出てこなきゃいけない。これが1次文書だとすると、2次文書なり3次文書なりっていう段階があるわけですが、上位。これ一番上位の文書だとすれば、これを見ても、道の駅っていうのはどうやって管理するんやろうと、例

えば行政の役割は何なんだろうとか、これから運営する計画書って
いうのは、業者に対して何をやらせるんだらうとか、そんなところ
にたどり着けませんわね、これ見たって全然。

ただ、今までもいろんな条例見てると、こういうスタイルで書いて
るから、これだけおかしいっていうつもりはないんだけども、私
の意見としては、そういうのをいっぱい作っても、この金額決める
っちゃうのは分かるけども、ほとんどたどれないから、例えば瀬戸
さんの後継者が来て課長になっても、わけ分からんですよ、当事者
ではないから。わけ分かるような文書化をしてかないといけないと
いうふうに思います。要望です、これ一つね。まだほかにもあるん
ですけど。

委員 長
崎元委員

崎元委員。

さっきの料金表のどこなんですけど、屋上スペースとか広場とか
あるんですけど、これ1平米1日につき2,000円っていうと、
10メートルの10メートル借りて100平米やね。100平米借
りたら1日20万になるということは、おかしいじゃないですか、
これ。1平米1日につき2,000円ということは、1メートル角
2,000円、ということは100平米、100平米なんてちょっ
とやで、10メートルと10メートル。これ1日借りると20万払
わんなんという計算になんねけど、おかしいと思わんけ、これ。

委員 長
土木建築課長

土木建築課長。

料金につきましては、当然今後規則におきまして減免等の規定も
設けるつもりでございます。その中で町の主催とか共催につきましては、
100%の減免とか、これまでのほかの条例でもございます
けど、その辺で町民と、あと町で活躍しておられる方等に関しまし
ては、当然優遇というか、低減になるような施策のほうは今後とっ
ていくつもりでございます。

先ほども申し上げましたが、あくまでこれは1申請当たりという
ことで、この金額設定をさせておきまして、先ほどからも出てます
が、あくまでこれは上限値となりますので、それにつきましては、
また今後SPCのほうと協議のほうを進めていきたいなというふう
に思います。

委員 長

崎元委員。

崎元委員　　これ上限ってあんねけど、屋上なんかなると、20メートル・20メートルということも考えるで、これ20メートル・20メートルの400平米。400平米、2,000円やと80万なるやろ、お金にすると。こんな上限って、さっき美浜町と同じって言うたけど、美浜町こんな施設あるんですか。

委員長　　土木建築課長。

土木建築課長　　単位の考え方は、ほかのレイクセンター等と合わさせていただいておりました、価格帯につきましては、県内他の道の駅を参考にして設定のほうをさせていただいております。

委員長　　崎元委員。

崎元委員　　さっきの話は美浜町の施設と同じって聞いたように思うのやけど、多分こんな料金料の設定なんてないと思うんやけど。美浜町やと何か1時間当たり何百円とか、そんなんやったと思うねけど。今、資料持っとらんから分かんですけど、ちょっとこの使用料の設定は絶対おかしい思うんですけど。100平米で最高やねんけど、何ぼ考えても最高数千円か、1万とか2万円の話やと思うねけど、100平米。この部屋で大体200平米ぐらいあると思うんやわ。この部屋だけ借りたら最低金額で40万ってこと、1日に。そんな設定ってないと思うねけど、これを協議して決めたっていうほうが、計算できるんけ、これ頭ん中で。

委員長　　土木建築課長。

土木建築課長　　ちょっと価格が高いんじゃないかというお話でございますけど、今後もまた、先ほども申し上げましたけど、またSPCのほうはこれにつきましてのまた価格帯の設定をしてみたいと思います。当然御利用いただけるような、そのような料金設定をしてくるものと思いますし、当然うちのほうも利用形態的にはそのようにこちらも指導していきたいというふうに考えております。

あくまでこれは、県内他の道の駅、他の自治体で運営しております道の駅の運用形態を参考にちょっとさせてもらって、あくまでアッパー、上限をちょっと決めさせていただいたものであるというふうに考えております。よろしくお願いたします。

委員長　　崎元委員。

崎元委員　　何ぼ上限をよそのと一緒にしとるというんやけど、レイクセンタ

一も借りたら上限で100平米当たり20万って金額になっとんけ。これは聞いたことないんやけど、そんな話。これもう上限は分かんねけど、それにでもできるってことやね、誰も借りないけど、その金額では。それはちょっと、さっきもSPCと一緒に何か協議して決めたお金っていうんやけど、そんな、これはあり得んと思うんやわ。今から変えていいんかどうか分からんねけど。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

すいません。先ほどレイクセンターでましたけど、レイクセンターですとにぎわい広場ですと1平米1日あたり100円という使用料の設定をしております。たしかに、ただ、先ほども申し上げましたけれども、県内の道の駅の状況等も見ながら、そのへんで運用されているということで、あくまでこれは、上限額であるという、確認のもとさせていただいております。先ほどと何度も同じようなこととなりますが。また、SPCの方とは、その辺も踏まえまして、協議の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

さっきも高橋さんからも言ったけど、これ見るんやね、これ町民の人、金額なんか。これは、皆見るってことは、分かる人はちょっと学って、土木だったり建築分かるとる人は、すぐ分かるよ、こんなもん見たら。これやっぱり、こんなん出すときは、もっと考えてこれを、よそと一緒にするというより、よその道の駅と同じ金額にするっちゅうより、もっと考えてこれを出してもらわんと、こんな法外な金額を書くほうがやっぱりおかしいと思います。これ帰ってからもう一回作り直すのどうやろ。こんなん法外っちゅうんか、屋上行って、500平米あったら、500平米って10メートルの50メートルやね。広場借りますと、そうすると上限が1日100万やで、これ1日でイベント使うたら。1日100万円の設定って、できるかこんなもん。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけど、また規則のほうで今後減免規定等設けましてさせていただきます。そういうこともありますので、御理解いただきたいなというふうに考えてお

ります。

委員長

崎元委員。

崎元委員

減免ではあかんねんて。ということは、100平米借りて20万なるんか。20万の減免で2,000円にしますと、減免が2,000円にして、これ上限が20万って、こんな条例ってこれおかしいやろ、これ。と思うねけど、これ何にも考えんと2,000円ってしたんやろか。よそが2,000円にしてあるから、うちも2,000円にすると。1平米やで、1平米。1平米2,000円ってことは、1メートル角2,000円やで、1日借りて。そんな、これはちょっと変えなあかんわ、何ぼ上限でも。

委員長

高橋委員。

高橋委員

恐らく今回のはまびよりは、建物以外にいろんなスペースを造ったじゃないですか。そこでいろんなイベントが行われたり、いろんなものを売ったり、そういうところでにぎわいを作っていないと、この間いろいろ説明していただいた施設だけで本当に目的が達成できるかっていったら、非常に疑問なところがあるわけです。

だから、単発に今日は例えば朝市みたいなものがそこであるわとか、ここでこういうふうないろんな何かイベントがあるわ、ここへキッチンカー来るわとか、そんないろんなことを数多くやってにぎわいを作ってく必要がある。そうしないと、なかなか所期の目的、維持管理できないんじゃないかなって私は思ってるんだけど、そういう意味ではこのところもう少し良心的に、ここでやってみようかっていうような意欲をかき立てるような料金体系にしたほうが絶対いいと思いますね、それは。

委員長

土木建築課長。

土木建築課長

すみません。今回の料金設定に関しましては、先ほどの減免規定という話もさせていただきましたけど、そのほかに地域の活性化、あと広く誘客につながる事業などについては、減免対象として広くとらえていきたいなというふうにも考えております。

例えば町が主催、共催するイベントとか、あと若者や町の取り組む方々がまちづくりのために考えておられるイベント等につきましては、その辺は当然料金的にはもう減免になるというふうにも考えておりますので、まちづくりの観点から言いますと、観点から申し上

げさせていただきまして、その辺は十分配慮した料金設定にさせていただきたいなというふうに考えております。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

これこういう料金の設定して、これどっかもし張り出すわね、この料金ですと、ここで借りたときはこの料金ですと。けど、これ変えられるんけ、これ。最高の今の料金設定っていうのは、今協議して変えるんですか。変えるの。これで決まってしまうと、このまま決まってしまうってことやね、これ。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

この使用料につきましては、SPCの方から提案をされまして、町が町長になります、町が最終的に承認して反映するとなっておりますので、今後その中で、協議をさせていただきたいなというふうに思います。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

これ変えられるんか、変えられんのか。料金、使用料、この今の設定2,000円っちゃうのを変えられるの。このまま行くの。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

あくまで上限額ということでさせていただいておりますので、先ほどの何遍も同じことになりますが、他の道の駅の運営とか、県外のやつも調べさせていただいておりますが、その中で広場の設定額が約2,000円から3,000円ぐらいっていうの多かったという結果がございます。この中で、町が一番安い2,000円というのを、あくまで上限額といたしまして設定をさせていただきたいということでございます。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

そのよそのやつちょっと資料見せてくれんやろか。よその道の駅が設定が2,000円であったと。こんな法外な金額って見たことないんで、こういう書類あったら、よその道の駅はこんだけですよっていう。こんな法外な料金設定は何ぼ上限でも、ちょっと狂つとるぐらいの感覚なんやけど。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

これPFIでやるから、SPCさんが運営をするって先ほどから話あります。そうすると、上限であればどんな金額設定もできるん

やろと。もうちょっといいお金もらって稼ぎましょうやというような発想もあり得るわけですよ。今までの指定管理とは、またちょっと違うんでね。そういう意味では、どういった場合にはどういう減免でいくらになるんだと、それは規則で決めます。ここでは議論しませんと。それはちょっと承認できないな、僕は。一番大事なことなんで。

委員長 ほかにございませんか。

河本委員。

河本委員 子育て交流施設なんですけども、先ほど団体で来る場合のことを想定されていましたが、この施設自体は団体で来て受け入れられるような広さとか、ことをそもそも考えられた施設になってましたかね。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 子育て交流施設、広さ的にはもう10メートルの15メートル以上の施設規模になっております。

委員長 河本委員。

河本委員 議会でも話が出てたのは、やはりその子育て中でお買物がしたい女性とかが、少しの時間でも子どもを預かってもらって、その間に買物ができたりとか、お母さんたちが集まってちょっとした子どもを預けて、その間にカフェが楽しめるとか、そういったコンセプトを考えて、子どもを預けられるようにしたほうがいんじゃないかっていう意見も議会から挙がってたと思うんですけど、そういったその子どもを預けたりとかできるような環境っていうのはあるんですかね。そういったその核家族化という視点もとらえて運営していくっていう視点はあるんでしょうか。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 今回の貸出しスペースの交流施設とは別に、一時預かりスペースというのは、これはもう貸出ししなくて、ずっと預かるスペースとして確保しておりますので、その辺の需要につきましては、対応ができるというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

松下委員。

松下委員 僕も今ずっと議論を聞いておまして、人を集めて、たくさん来

ていただいてにぎわいを作る施設ということなんですが、崎元委員や高橋委員が言っておられるように、そういう組織としてどういう価格設定をするかっていうのは、非常に大事なことなんで、ほんとに議論してるんかと。この施設造って人を集めてにぎわいを作ろうというための議論をやってるんかと、僕もちょっと疑問やと思うんですけどね、その辺はどうお答えになるんですかね。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

これまでから議会に対しましても、いろいろな場を設けていただきまして御説明のほうはさせていただいてきたのかなというふうには考えております。また、先般も委員会等もお開きいただきまして、その中でも一応こういう施設があると、こういうことになるよというような御説明もさせていただきまして、それがちょっと十分かといわれると、またちょっとあれかもしれませんが、説明のほうはさせていただいてきたのかなというふうには考えております。

委員 長

松下委員。

松下委員

そういう答弁にはなるとは思うんですが、やっぱりSPCサイドと人がいっぱい集まりやすいような施設で、なおかつ価格もそうしたいという議論はどのぐらいやっているのかですね。これそのまま出てきたとすると、あまりやってないんじゃないかと思わざるを得ないんですけど、もう一回だけでいいですから、お答えください。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

これまでから、コロナ禍になりましたもウェブ等のその辺を使いまして、何遍も何遍もウェブによります会議等は進めさせていただいております。

委員 長

松下委員。

松下委員

僕らの新庄のチームと話はしてるんですけど、例えば山菜ようけ採れるようになったら、キッチンカー作って手伝いをみんなでさせてもらおうということで行った場合に、大体車やら食べる場所用意したら4平米は超えると思うんですよね、最低でも。そうすると8,000円かかるわけですね。そうすると、そらなかなかやめとこかと、車の経費とか、みんなかかるわけで、やめとこかって話になると思うんですが、やっぱりそういういろんな地域の人たちがそういうことをやって、おいしいものを精魂入れて作ってきたものを出し

てもらおうというためには、逆に僕は支援してもええぐらいやと思うんですけどね。そこをやっぱり考えないと、いいものはここにはなかなか集められないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

その料金2,000円ということでございますが、この金額の考え方といたしましては、町外者の利用時のマックスというような考え方で設定をさせていただいております。これぐらいを設定をして、町外から来られた営利目的な方々からはこれぐらいとってもいいのかなっていうふうな思いを持っておるところでございます。

当然、先ほどからもう同じ答えになってしまいますが、町内の方々の利用に関しましては、いろいろな減免規定等で対応させていただきたいというふうに考えております。

委員 長

松下委員。

松下委員

やっぱりこの議会の中でやっぱり示してもらわないと、僕は駄目なんじゃないかと。これは県外っていう規定も書いてないしね。これみんな町内の人の単価になると思わざるを得ないので、これを出すんだったら、町内の規定もきちっと明確にしないと、我々としてはなかなか理解できないと思うんですよね。

委員 長

河本委員。

河本委員

委員会としても、今回結論を出さなくちゃいけないんですけども、やはりその皆さんの議論を聞いてると、私も使用料については高過ぎると思います。この条例に関しては、早く採決して施行しなければいけないという状況でもないと思いますので、行政がどう判断されるかというのがありますけども、もし委員会なり、その議会としても、ここを認めてしまったら、何を議会で議論してるんだと。議員の方からも行政としてちゃんと議論をしてるのかって疑問出されましたけども、これ議会としてもちゃんと議論をして判断してるのかと、町民から見られるっていうことがありますので、これは私としたら、ここの使用料の規定っていうのは、もう一回考え直していただきたいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

委員 長

副町長。

副 町 長

いろいろな御意見ありがとうございます。私どもとしても、今ほどいくつか貴重な御意見、真摯に受け止めさせていただきたいと思

います。それで、これは誠に申し訳ございませんけれども、暫時休憩をいただいて、対応を今どういった形で対応するかということにつきましても、今いろいろちょっと話してるんですけども、対応を決めて、また説明させていただきたいというふうに考えておりますので、これは誠に申し訳ございませんけれども、暫時休憩いただけるとありがたいというふうに思います。

委員 長
松下委員

ちょっと休憩の前に一つだけ。

物販施設ということなんで、地域の人たちが作ってきたものを、もし道の駅に届けるとしたら、どのぐらいのリベートをとられるのか。売れ残った場合はどうするのかとか、そこも併せて分かれば、ぜひお願いしたいということです。

委員 長
高橋委員

高橋委員。

この条例の第3条なんですけど、道の駅には次に掲げる施設を置く。1番から12番目まであります。これ要求水準書等を見ると、それ書いてあるから、そん中から抜粋して、ざっと並べたと思うんですけども、EVAの充電施設っていうのは、ここには入れないんですか。

それから、第4条には5項に、全各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業という言葉があるんですけども、施設については、その他目的を達成するための施設については置けるというふうな規定にしないでいいのかなという疑問がありますので、併せて検討していただきたいと思います。

委員 長

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩ではなくて、お昼休みということで、暫時ではなくて一時休憩。では、1時から午後開始させていただきます。それでは、1時まで休憩ということで。

(休憩宣言 午前 11 : 38)

(再開宣言 午後 1 : 00)

委員 長

それでは、再開前に町長からお話があります。

町長。

町 長

午前中は、この委員会で道の駅はまびよりの施設管理条例につきましての御審議をお願いしたところでございます。特に使用料につきましての値段設定につきまして、議員の皆さん方からいろいろ御

意見を頂戴をいたしました。我々も説明十分にできなくて、また使用者側に立っての立場での視点がちょっと十分でなかったというふうに受け止めております。

皆様方の御意見を真摯に受け止めさせていただき、この内容の変更も含めまして、時間をお許しをいただけるなら時間を頂戴し、改めた別の期日に、この委員会の中で再度お諮りをさせていただくということをお願いをできんかなということでございます。議員の皆様さん方にはほんとに貴重な時間を割いていただくことになろうかと思えますけども、どうかその点委員長はじめ皆様方、御理解いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

それでは、町長の説明のとおり議案第91号の整合修正に時間を要するとのことですので、本議案の審議は来週月曜日、12日の午後1時30分から本委員会を再開し、審議いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

河本委員。

河本委員

議案自体は本会議で議員全員に上程されとるわけで、その内容がもし変更になる場合に、この委員会だけでいいのか。ちょっと疑問がありまして、その辺は手続上また出し直しという形になるのか、議会自体にですよ。出し直しっていう形になるのか。その手続上の問題をちゃんと大丈夫なのかっていうのは、調査してほしいです。

委員長

事務局長。

議会事務局長

その件につきましては、私の方から説明をさせていただきます。正誤修正の内容によりましては、手続きが異なってまいります。その点も理事者の方がこれから調整するということを伺っておりますので、手続き上問題ないように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長

ほかに御異議ございませんか。

高橋委員。

高橋委員

今、町長から御説明がありましたように、もう一回考えると言っていたのは非常に前向きな姿勢だというふうに考えます。ただ、今回はSPCという、PFIでやっておりますので、通常の指定管理と

は異なる部分がありまして、なかなかみんなが初めての経験で、難しい部分があるんじゃないかなという気がします。

先ほどのこの条例を見させてもらったときに、非常に簡単なものやなというふうに思ってしまったのは、S P Cの責任と権限、行政の責任と権限、何者にも責任と権限、これは等価ですけど、イコールですけども、あるわけで。そこがきちんと振り分けされていない、分かりにくいし、書いてないんですね。

例えばテナント料は当然S P Cが決めたりしてるんでしょうし、いろんな農産物等のいろんな直売所のマージンだとか、売れ残ったものはどう扱うのかというシステムの構築だとか、そういったものはS P Cがきっと責任と権限を持っているのかなというふうにも思うんですけども、その辺。あとは収益の還元っていうことも書いてないですよ。この料金表、要求水準書を見ますとね。その辺のことだとか、全部は網羅できないんだけども、そういうことをきっちり決めた書類があるわけですから、それをここでやっぱり何々に決めると、それでそれがオープンになるということが私は必要だと思いますので、できる限りみんなが理解をして、いい道の駅にしようという意気込みが出てくるようなものにしていただきたいということを要望しておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは、理事者におかれましては、これで退席いただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号の審議は、12日再開の産業厚生常任委員会にて行うことにいたしましたので、次の案件に入りたいと思いますが、12日午前中視察があります。その午後、そのまま参加していただいて、その要求をどうするかということで。13時30分、そのままですね。それでは、作業服のまま、視察の後お集まりください。

では、次行きます。

それでは、今回付託されました陳情の審査に入ります。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書ですが、これは去る11月15日に福井県労働組合総連合の事務

局長ほか2名が来庁され、議長に提出、説明されたものであります。その内容について、議会事務局長に説明させます。

議会事務局長。

議会事務局長

(説明)

委員長

説明が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

高橋委員。

高橋委員

この提出された資料を見たんですけど、福井県労働組合総連合というのは、これってどなたかよく御存じですか。連合の組織じゃないですね。連合じゃないですね。ちょっと教えてください。

委員長

河本委員。

河本委員

日本に大きな労働組合の組織ってというのが2つありまして、いわゆる略称で言うと連合と、もう一つ全労連ってというのがありまして、この福井県労働組合総連合ってというのは、全国組織で言うと全労連のほうの組織体に、労働組合の組織体になります。

委員長

ほかにございませんか。

崎元委員。

崎元委員

この1,500円まで上げると、これ出とるんですけど、これ1,500円まで上げるっちゃうことは、今の中小企業、この今のコロナウイルスの助成金だけでは、その1,500円には上げられない。もう一つというのは、1,500円まで上げたら誰が負担かかるかというところ経営者やね。今の時期で経営者が1,500円まで上げて満足できるような経営力というのは、難しいかなと思います。

それで、もし公務員の立場であったら、公務員の今臨時の人を1,500円まで上げようと思ったら、税金を上げなあかんのでね。税金を上げると1,500円まで上がらんと。今、食料品の人やったら、売上がないと1,500円まで労働者上げられないと。もし、その1,500円まで上げようとしたら、その経営者は破綻してしまうということも考えられるということで、私は丸々賛成することはできません。

委員長

河本委員。

河本委員

質疑じゃなくて、意見でもいいんですか。

委員長

意見でもいいです。

河本委員

言いますけど、やっぱり今物価高騰とか、景気の悪化で、どんどんどんどん経済状況が悪くなっていったんですけども、それにと伴って民間企業も削減されていって、今回公務員の給与改正のほうも議案として出てますけど、私今まで特別職の部分は上げなくてもいいって言ってたんですが、やっぱり今の経済状況とか見て、公務員の給料が下がり続けていくと、民間と一緒にね。

そうすると、やっぱり景気状態っていうのは負のスパイラルにずっと落ち込んでいくっていうふうにご考えていまして、また議会としても、今議員報酬など、議会改革のプロジェクトチームで議論を進めていってるわけですが、議会がほんとに議会の議員だけの報酬を考へてていいのかっていうのがありまして、それはやっぱり公務も民間も含めて、やっぱり町民の給与体系っていうのもしっかり考へてるっていうふうな姿勢が議会には重要だと思っけていまして、今回これ労働組合から陳情は出されとるんですけども、意見書自体は議会として出すわけですよ。

で、やはり今崎元議員言われましたけども、これを実施して、実際中小企業の負担というのは重くなると思うんです。でも、この文言の中には、中小企業を、そのために中小企業をしっかり支えなくちゃいけないんだよっていうことが書かれてるんで、それは国にこういったことを求めている姿勢っていうのは、議会として物すごく重要だと思っけていて、それに伴って、やっぱり町の暮らし、経済のことを議会がしっかり考へているっていう、町民への証明にもなると思うんです。

私はぜひこれぐらいのことは国に対して、議会として意見書を提出しないと、自分たちだけの報酬だけ考へてるんじゃないかっていうふうに、逆に町民に言われるっていうことが非常に気になるんで、僕はこの程度のことは積極的に国に意見書出して、自分たちのこともしっかり考へていくっていう姿勢を、やっぱり町民の皆さんに示していきたいなと思うので、これは意見書として提出すべきだと思っけています。

委員長

ほかに御意見ございせんか。

高橋委員。

高橋委員

非常に難しいですよ。ここの常任委員会でご何を決めるかってい

ったら、これを採択をするか、委員会として採択しないかということですね。採択をした後、本会議でもう一回採択するかしないかという全員に諮ると。だから、ここで否決をした場合には、本会議にもこの話を行かないと。そういうことですよね。そこをちょっと確認したかったんですけど、先ほど崎元さん言われたように、今すぐ1,500円だということをしちんと真正面からとらえると、大変な無理はありますよね。今、888円というところをそれにして、それが法律として最低賃金1,500円にするんやと。今みんなパートの方とかいろんなこと雇ってる人たち、みんな1,500円にせないかんということになるので、それは現実的ではないやろうと思うんですけどね。

だから、ちょっと私、今日皆さんの意見聞いて考えみようと思いました。自分では分かってないので。

委員長
辻井委員

辻井委員。

私もちょっと議運でこの陳情を取り上げるかということで審議しました。それで、私はどちらも手を挙げなかったんですけども、令和4年の10月2日に888円になってます。それまでは858円、30円値上がりしています。政府のほうは岸田総理以来、賃金を上げていかなあかんという方針で政府が走っておりますけども、なかなかやはり今物価も高騰しておりますので、なかなか難しい状況。

これで、私もちょっと引かかったのは、その1,500円以上というところに、ちょっと引かかっております。世界の平均、今これ詳しいこと書いてあるんですけども、ドイツ・イギリス・フランスでは今日本円に直すとやはり1,500円に近い数字になります。これは間違いないと思います。

これで、私の場合最低賃金の引き上げ、引き上げ幅はどのぐらいになるかという数字、1,500円というのは888円の倍近い金額ですから、この辺はちょっと無理があるんじゃないかと思っておりますので、1,500円という数字以上という数字を改めたら、またいけるんじゃないかと思っております。意見とします。

委員長

ほかに御意見ございませんか。

崎元委員。

崎元委員

今、辻井議員の話したとおりで、これが1,100円とかまで上

げようという話なら、まだ話になるかなと思うんですけど、1,500円ということは、やはり経営者にも無理がかかると。一番無理がかかるのは国民やね。これもう皆さんが大変な時期なんで、ちょっと無理かなと思います。

委員長

ほかに。

松下委員。

松下委員

陳情書について思うことは、確かにベースという面から見ると、なかなか見る中小企業の実情を見ると厳しいというのは、僕らも事業やってますし、よく理解できるんですが、例えばその経済新聞でフィンランドって小さい国の中でノキアっていう大きな携帯会社があって、政府がどう対応をとったかというのと、会社を守るための国の投資ではなくて人を守るという投資をやってですね、そこで新たな企業がどんどんやるようにして、そこにいろんな技術がでてきて、雇用が生まれるという記事を読んだことがあります。そういう意味では、人への投資はしている。かなり若手でもちゃんとした雇用がなくて、アルバイトを掛け持ちしてなんとかやりくりしている都市部の人たちの話を聞くんですけどね。これ、なるならんは別として、1,500円という目標が正しいかどうかは別として、そういう人たちの生活レベルを上げないと、若い人たちも苦しんでいるので、そういうところにやっぱり人に投資するという仕組みをつくっていくためには、これに賛成したいと思うんです。できない部分は中小企業を支援するということもついていますので、そこは僕はこの案については賛成したいなど。

以上です。

委員長

ほかにございませんか、意見。

河本委員。

河本委員

これ意見書自体が1,500円以上ってなってますけど、こういった政府に対して意見するときとか、要望を上げるっていうときは、やっぱ試算もあるんですけど、1,500円以上っていうふうに求めといて、政府のほうは様々な検討委員会とかで検討していく中で、1,000円だったり、1,100円になったりするものなので、ここで書かれている若者の法案を求めたりとかしている最低生計費っていうのが月25万円で、換算すると1,500円、時給1,500

円になるということなので、そういった部分で見れば、やっぱり政府に対しては、しっかりその辺検討した上で、それは結果的に1,000円なり1,100円になるかもしれないけども、こういった視点を持って引き上げる方向に議論を進めていただきたいなというような思いも込めて、これは提出されとるわけで、中小企業のことを全く考えんかっていったら、考えているんですね。だから、その中小企業を抜きにして労働者の賃金だけを上げろと言ってるわけじゃないんで、こういったことは非常に重要な視点で意見として、先ほども意見書提出すべきだといったんですけど、そういった論点も含まれとると思うんで、ぜひ提出していただきたいです。

委員長

ほかに。

辻井委員。

辻井委員

資料の一番最後にチラシ付いてるんですね、これ。ちょっと見てください。

一番右の下、中小企業支援の強化をという、こういう項目でちょっと載っております。日本の企業の99.7%は中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められています。今、河本議員言いましたとおり、この辺も含めて、国が支援していかなければ、これは完全に難しい話だと思いますので、これも書いてあるということは、中小企業も支援して、一緒に取り組んでいこうということではないかとは思っています。

ただし、今政府のほうはコロナの中小企業に対するコロナの支援といたり、やはりこれ外国からのワクチンのお金を、これいくら払うかまだちょっと分からないような状況で、防衛費については決まったみたいですけど、その辺の考えもありますので、中小企業の支援の強化というのはチラシにはうたってありますから、1,500円という数字、これ日本地図にずっと書いてあるんですけども、1,000円超えるところは、やっぱり東京都と神奈川と大阪1,000円以上、あとは緑と青に表示してあります。青が一番低い800円台、880円、青色のところが一番多い。こういう状況ですので、私は、1,500円以上、河本議員今明記してはるけども、1,500円以上というのは、1,000円でもということをして1,500円以

上と書いてあるところに、ちょっと私こだわりが生じておるといふふうに思います。

委員長

崎元委員。

崎元委員

中小企業を支援することは、国の税金で支援するという事なんで、国はこれに支援にたくさんお金出したときに誰が困るかっていったら、税金を払っとる国民に負担がかかるということなんで、これはちょっと額がちょっと違うのかなど。これを中小企業にこの1,500円になるまで支援しようと思ったら、相当な支援しなければできないので、私はこの1,500円の話は賛成できません。

委員長

ほかにございませんか。

松下委員。

松下委員

僕は野球大好き人間で、大谷翔平が海を渡ってアメリカで大活躍をして、今度福井出身の吉田選手も行かれます。つまり、僕らは今の若い人たちを見て、今の若いもんはとよく思いがちなんですが、頑張れば報われるっていうスポーツの分野では、もうみんなそうですけど、どんどん若い人たちは海外へ行って活躍してる。

ところが、日本で勉強しても、博士号をとっても就職先がないと、こういう事態。それから、特に就職先がなくて、正規に就けない若い人たちがいっぱいいるんですね。それは、今どきの若いもんはっていうのは、今どきの社会はというふうに考えると、そういった人を安定した職に就いてもらおうと、救い上げるという社会の僕は必要性があると思うんですね。

ヨーロッパなんかでは定職というのはなくても、そこで働いたら、その正規職員と同じような同一労働同一賃金をやっ取るわけですね。だから、そういう意味でも、僕はやっぱり日本はどんどん衰えていく今状況にありますので、頑張ったら報われる努力、同一労働同一賃金のような仕組みをこの社会でやっぱり増やしていかないと、若い人たちの能力が発揮できないと。これなるならんは別ですよ。我々の中で、これはどういうインパクトを持ってるのかということを見ると、僕はやっぱりそういう人たちの頑張りが報われる制度をぜひ。ヨーロッパでは若い人たちが会社に入っても辞める場合もいっぱいあるんですけど、辞めてもちょっといてる時間、2時間、3時間いてれば、正規職員と同じ賃金がもらえる、同じ待遇も

もらえると。そういう仕組みを、その中でやっぱり生かしていきたいなというふうに僕は思います。

委員長

河本委員。

河本委員

国の財源に遠慮して、こういったことが意見書提出できないとか、やっぱりそれは国民負担につながるので意見できないというふうに、そういう論調考えるんだったら、議員の報酬も直接やっぱ町民の税金に関わることなんで、これ絶対上げられないんですよ。一緒のこと、論調的には一緒のことになってしまうんで、やはり私は少なからずとも議員の報酬は今非常に安い水準になってるんで、そこを改善したいと思うんですけども、そこでやっぱ町民の理解を得ていこうと思ったら、同時にやっぱ社会経済のことを考えていかなくちゃいけない。やっぱ大半を占める労働者の賃金がどういうふうになっていってるのか。また、この経済状況の中、物価高騰の中でほんとにデフレみたいに負のスパイラルでなっていって、労働賃金がどんどんどんどん下がっていいのかっていうところが、非常に気になるところでして、やはりそういったことを総合的に考えていけば、やっぱり政府にしっかりとした要求を掲げて、議会としてやっぱりこの意見書を出すべきだというふうに考えます。

委員長

ほかに意見ございませんか。

高橋委員。

高橋委員

河本さんとか、みんなの意見聞いて、僕も考えたというか決めたんですけど、やっぱり日本だけが20年、30年と給料全然上がってないわけですよ。日本は地盤沈下してると言われてる。これはもう明らかやと思うんですけど、その一番の原因は、やっぱり人の幸せっていうか、人間、人というものに対して、焦点を当ててこなかった、政策がね。経済成長だとか、いろんなところ、国として組織として、そういう形で発展するためにはみたいなことでもんどもんどもやって、格差も増えていった。

若者が例えば派遣だとか非正規になって、給料なくて子どもも作れない。人口も減ってく。やっぱり若い人こそ、少し潤沢で余裕があって、子どもも産もうやと、育てようやという希望が持てるような、やっぱりそういうふうにギアチェンジっていうのか、何て言うのか、今はターニングポイント。もう早くやらないと、日本はどん

どん人口減りますわね。そういう意味で、今これを言うっていうことは、唐突だなというふうに私は思っていました。でも、やっぱり勇気を出して声を上げてく必要があると。そこで問題が出れば、いろんなところを調整してでも、若い人たちの暮らしを支える、弱者の暮らしを支える、そして希望を持てるようにするという構造に変えていくためには、声を上げたほうがいいなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 では、意見も出尽くしたようですので、委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

お諮りいたします。

この陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長 賛成多数です。

賛成多数で採決されました。

では、議案91号はその次まで延ばすということだったので。

延ばしてくださいということなんで。

その他として、ほかに何か御意見ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、以上で本日の。

事務局長。

本委員会の採択となりましたが、全員の賛成ではなかったことから、発議となります。次回最終日の本会議において採択された場合は発議となりますので、賛成された議員の中から提出者及び賛成者を選出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、提出者に立候補される方は挙手をお願いいたします。

(立候補者挙手)

委員長 河本委員と高橋委員、よろしく申し上げます。

賛成者に立候補される方は挙手をお願いいたします。

(立候補者挙手)

委員長 では、異議がないようですので、議会最終日に本会議において採

択された場合は、河本議員を提出者、高橋議員を賛成者として発議することに決定いたしました。河本議員、高橋議員、よろしく願いいいたします。

その他、他に何もございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは以上で、本日の産業厚生常任委員会を閉会いたします。最後に副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。まだ休憩中ですので。すみません。

12日1時30分から再開いたします。

(散会宣言 午後1:37)

(再開宣言 12日午後1:30)

委員長 ただいまより、去る12月9日の産業厚生常任委員会を再開いたします。本日は、委員全員が出席されております。

それでは、議案第91号の審議に入りたいと思います。議案第91号美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について理事者の説明を求めます。

総務課長

総務課長 (詳細説明)

委員長 土木建築課長

土木建築課長 (詳細説明)

委員長 議案第91号の説明は終わりました。ここで、事務局長説明をお願いします。

議会事務局長

議会事務局長 (詳細説明)

委員長 それでは本議案について質疑はございませんか。

崎元委員

崎元委員 今の金額設定には納得しました。しかし、議案にも差し替えというのはしなくていいですか。

委員長 議会事務局長

議会事務局長 国と他の例で調べましたところ、正誤内容が記載された印刷物を作成・配布することによって改めて議案を印刷・配布すること無く正誤内容に溶け込んだものとして扱われているということでござい

ますので、現状今さっき配らせていただいている議案に正誤表を添付して、という形をとっている、というふうに聞いていますので、そういう取り扱いをさせていただきたいと考えております。

委員長

河本委員

河本委員

疑問に思いますのは、町内最大が1,800円ということで説明があったんだけど、それは100円×3メートル×6メートル、だから18平米とかね。その最大が1,800円というふうなことを説明されているのに、議案書では1平米1日つき、2,000円のままいくんですか。ここがちょっと理解できないんですけど、SPCからでてきて、調整がつかしました、って言っとるんやったらSPC案で議案の方も書き換えたらどうなんですか。

委員長

土木建築課長

土木建築課長

今最大でご説明をさせていただきましたのが、土・日・祝日の町外の600円で、チケット等のイベントされた場合の3倍ということで600円×3倍の1,800円ということになります。

委員長

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これで議案第91号についての質疑を終わります。以上をもって本委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。

第3回定例会より各委員会、全員協議会等の採決の前に議員間討議を設ける場が設定してあります。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長

ないようですので、ただいまから採決に入ります。

議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

それでは、反対の方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

委員長

賛成、反対同数。委員長はこの議案は賛成いたします。

よって、議案第90号は承認することに決しました。

次に、議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について、を議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 3人それでは、反対の方。

(反対者挙手)

委員長 3対3ということで、委員長は賛成します。

よって議案第91号は賛成多数で本件を採択することに決しました。

以上をもちまして、本件に付託されました議案2件の審査は終わりました。その他に何かありますか。

町長

町長 ただいまの委員会で、多数ということでご決議いただきまして、ありがとうございます。91号につきましての説明がほんとうに不十分でございまして、皆様に改めて本日こうして委員会を開催していただいたこと、改めて御礼申し上げる次第でございまして、我々もこれからこういうような条例案件についての内情についてしっかり我々も勉強させていただく中で、こういったことが起きないようにしっかりまた取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様方のご指導、お願い申し上げまして挨拶させていただきます。ありがとうございました。

委員長 以上で産業厚生常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

(閉会宣言 午後1時37分)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 中牟田 春子